

第6期

川崎市男女平等推進 行動計画

～かわさき★かがやきプラン～

◎ 概要版 ◎

計画期間：令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

女性も男性も全ての個人が、多様な価値観や意見を尊重し、性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざしています。この理念のもと、男女平等施策と、DV防止・被害者支援施策、さらには困難な問題を抱える女性への支援施策を相互に連携し、効果的に推進するため、「第6期川崎市男女平等推進行動計画」を策定しました。今後は、本計画に基づき、男女平等施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。



川崎市
令和8(2026)年3月

◎ 計画策定の趣旨

- 第5期川崎市男女平等推進行動計画の計画期間の終了に伴い、また、男女共同参画社会の形成に向けて社会状況の変化に的確に対応するため、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする第6期男女平等推進行動計画(以下「第6期行動計画」という)の策定を行います。
- 第6期行動計画は、令和7(2025)年3月の川崎市男女平等推進審議会からの答申で示された「計画策定に当たって重要な事項」を踏まえて策定します。

◎ 計画の位置づけ

- ① 「男女共同参画社会基本法」の規定に基づく市町村基本計画(継続)
- ② 「女性活躍推進法」の規定に基づく市町村推進計画(継続)
- ③ 「DV防止法」の規定に基づく市町村基本計画(DV防止計画との統合 ※1)
- ④ 「女性支援法」の規定に基づく市町村基本計画(新規 ※2)

※1 相互に関連する多様な施策を一体的に推進するため、DV防止法の規定に基づく「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を本計画に統合します。
※2 令和4(2022)年の女性支援法制定による市町村基本計画の努力義務化を踏まえ、本計画を女性支援法に基づく市町村計画としても位置付けます。

世界の動向

令和7（2025）年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数 2025」で、日本は148か国中118位であり、主要7か国で最下位となっています。

国の動き

- ・女性活躍推進法の改正（女性の健康上の特性への配慮の明確化、基本方針へのハラスメント対策の位置づけ）（令和7（2025）年）
- ・DV防止法の改正（保護命令の発令要件に精神的暴力も追加、被害者と同居する未成年の子どもに対する電話等禁止命令の創設、保護命令違反の厳罰化等）（令和5（2023）年）
- ・女性支援法の制定（令和4（2022）年）
- ・第6次男女共同参画基本計画 ※令和7（2025）年度

川崎市の状況

- ・今後、少子高齢化の進展が見込まれている。（市内65歳以上人口：令和7（2025）年：32.2万人⇒令和32（2050）年：46.5万人）
- ・世帯数は増加を続けているが、1世帯当たりの人員が減少している。（世帯数/単独世帯割合 平成12（2000）年：539,836世帯/38.0%⇒令和2（2020）年：745,988世帯/45.7%）

▶ 現状と課題

男女共同参画やジェンダー平等に係る理解

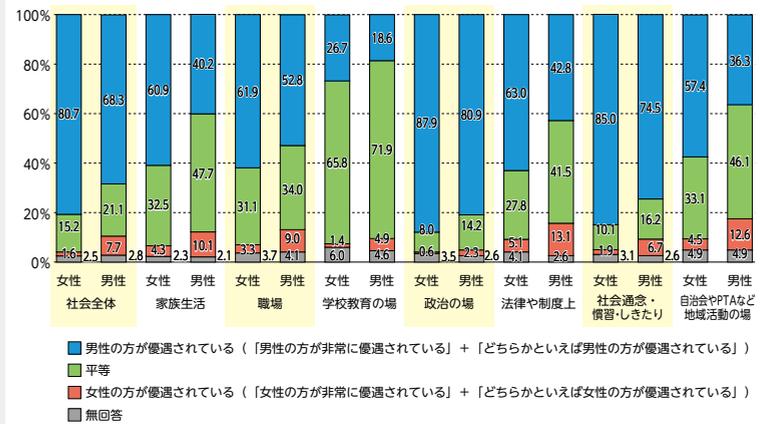
現状

- 社会全体における男女の地位の平等感については、男性の約7割、女性の8割超が「男性が優遇されている」と感じており、特に職場・政治・社会通念などでその傾向が強くなっています。

課題

- 固定的な性別役割分担意識、性に関するアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消することが重要であり、市民全体の意識改革や理解促進に取り組む必要があります。
- 発達段階に応じた人権教育や、多様な生き方・働き方を可能とするキャリア教育を推進するとともに、教員や保護者等の男女共同参画に関する認識を深めていくことが必要となっています。

【図表】男女の地位の平等感（川崎市）



第6期行動計画への反映

目標Ⅰを「男女共同参画に係る教育・啓発の推進」として、市民や市職員に対する啓発に取り組みます。

職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

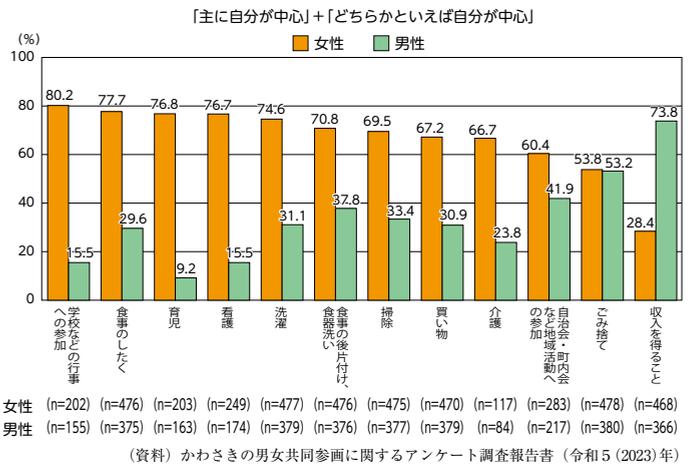
現状

- 市の審議会委員や課長級職員に占める女性割合は、設定した目標を達成できていない状況です。
- 女性の労働力率はM字カーブの改善傾向があるものの、非正規雇用が多く、年齢とともに増加し、賃金格差の要因となっています。
- 女性の就労は進んでいますが、家事・育児・介護の負担は依然として女性に偏っています。

課題

- 女性の方針決定過程への参画を進めるため、市の率先した取組と意識啓発が必要です。
- 女性が希望する働き方を実現できるよう、多様な就労やキャリア形成支援の推進が必要です。
- 長時間労働の是正や男性の育児・介護休業取得促進など、働き方改革を進めることが重要です。

【図表】家庭内での分担状況（川崎市）



第6期行動計画への反映

目標Ⅱを「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」として、働く場における女性の活躍推進等に取り組めます。

地域における男女共同参画の推進

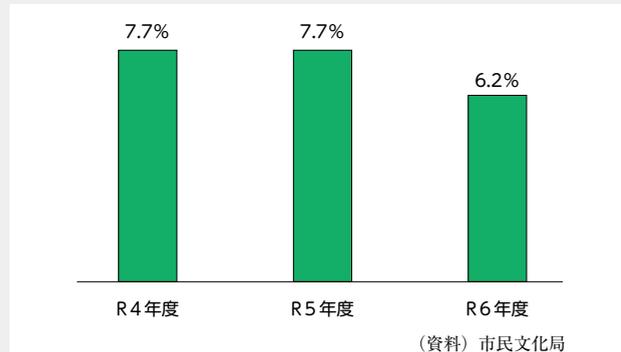
現 状

- 避難所運営では性別による役割分担にとらわれない取組が進む一方、地域防災組織では女性リーダーが依然少ない状況となっています。
- 行政支援の存在を知っていても、自分が対象かわからず利用しない人や、複合的な課題を抱えながら支援につながらない人が多い状況です。

課 題

- 地域防災の取組に男女共同参画の視点が浸透するよう、庁内関係部署と地域が連携して防災体制を構築していくことが引き続き重要です。また、地域防災における女性の参画拡大に向け、女性が重要な担い手であることの意識啓発や女性が積極的に地域防災の意思決定の場に参加できるよう取組を進めます。
- 貧困等生活上の困難に直面する女性が抱える困難の実態を把握し、支援の手法を検討するとともに、地域で安心して妊娠・出産、子育てができる環境整備や、幅広い対象者への情報提供及び多様な機関との連携等による継続的な支援が必要となっています。

[図表] 防災組織に占める女性委員の割合



第6期行動計画への反映

目標Ⅲを「地域における男女共同参画の推進」として、男女共同参画の視点からの防災対策の推進、貧困等生活上の困難に直面する女性への支援等に取り組みます。

女性支援法の施行を踏まえた取組の推進

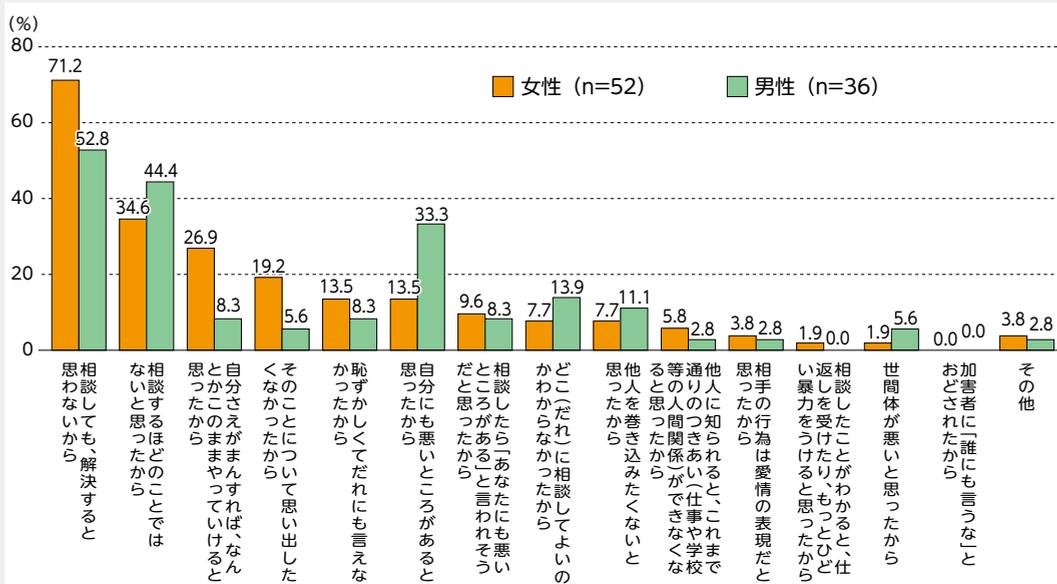
現 状

- 本市の女性相談件数は近年、年間1万1千～2千件前後で推移しています。
- DV被害に遭った際に相談しなかった者は女性48.1%、男性67.9%で、相談しなかった理由は、男女とも「相談しても解決すると思わないから」の理由が最多であり、DVに悩みながらも相談に至っていない潜在的被害者が多い状況が見られます。

課 題

- 女性支援法の成立を踏まえ、市町村については、困難な問題を抱える女性等への支援に必要な施策を講じる責務が明確化され、関係機関等との連携・協働により、包括的な支援を提供する体制の整備に努めることが求められています。
- 体制整備にあたっては市町村計画を策定し、新たな支援の枠組みである支援調整会議を中心に施策の円滑かつ効果的な実施を図ることが重要となっています。

[図表] DV被害について相談しなかった理由 (川崎市)



ベース：配偶者・パートナーからのDVを受けたことがある人

(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書 (令和5(2023)年)

第6期行動計画への反映

新たに目標Ⅳを女性支援法とDV防止法に基づく市町村計画と位置付け、女性支援並びにDV防止及びDV被害者支援を推進していきます。

基本的な考え方

① 目標Ⅰ～Ⅲは、第5期行動計画から継続設定

男女共同参画社会の形成の促進には、市民の暮らすあらゆる場面での取組が必要であり、第5期行動計画の取組状況から、引き続き「教育・啓発」、「職業生活・家庭生活」、「地域」という男女共同参画の重要な領域について目標を掲げます。

② 新たに目標Ⅳ「DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援」を設定

女性支援法に基づく女性支援は、これまで取り組んできたDV被害者支援とも親和性が高く、一体的に推進することが望ましいものとなっています。

また、困難を抱える女性が安心して自立した生活を実現できるよう支援を行うことは、男女共同参画社会の形成において重要な施策です。

③ 目標Ⅳは、目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの施策との相互の関連性を考慮しながら、一体性をもって推進

就労支援や居住支援、地域での居場所づくり支援、健康支援など、目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに位置付けられる多様な施策と相互の関連性を考慮しながら、一体性をもって取組を推進していきます。

施策・事業体系

④ 4つの目標の下に、12の基本施策、45の施策、161の事業を位置づけます。

関係部署が一層の連携を図り、一体的な推進を目指します。

〔第6期行動計画の全体構成〕

目標	基本施策	施策・事業
1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 2 男女共同参画の視点に立った理解の促進	7施策 20事業
2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大 4 働く女性・働きたい女性の活躍推進 5 誰もが働きやすい環境づくりと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 6 男性にとっての男女共同参画の理解の促進及び家庭生活への男性の参画促進 7 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進	17施策 58事業
3 地域における男女共同参画の推進	8 地域活動における男女共同参画の推進 9 地域での課題解決や支援の推進 10 生涯を通じた健康支援	15施策 48事業
4 DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援 ※目標Ⅰ～Ⅲと連動・一体性をもって推進	11 困難な問題を抱える女性等に対する支援の推進 12 性別に基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進	6施策 35事業

目標	基本施策	施策
I 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	(1) 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進 (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進 (3) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進 (4) 性の多様性についての理解の促進
	2 男女共同参画の視点に立った理解の促進	(5) 市職員を意識向上 (6) ジェンダー統計の実施に向けた理解の促進 (7) 男女共同参画社会の形成に関する影響等の把握及び施策の推進
II 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大	(8) 審議会等委員への女性の参画の推進 (9) 女性職員のキャリア形成支援と管理職への登用の推進 (10) 企業や地域の関係団体等における女性管理職の育成・登用に向けた取組の促進
	4 働く女性・働きたい女性の活躍推進	(11) 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援の推進 (12) 多様なニーズに対応した就業支援の推進 (13) 女性の起業・事業継続に向けた支援の推進 (14) 専門分野や専門職等への女性の参画拡大、多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供
	5 誰もが働きやすい環境づくりと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	(15) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実と利用の促進 (16) 育児・介護休業制度などの定着と利用の促進 (17) 働き方改革と多様で柔軟な働き方の推進 (18) 市役所における働き方改革と仕事と家庭を両立できる職場環境の推進 (19) 働く場におけるハラスメントの防止対策と被害者支援の推進
	6 男性にとっての男女共同参画の理解の促進及び家庭生活への男性の参画促進	(20) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進 (21) 家事・子育て・介護における男性の主体的な参画の促進
	7 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進	(22) 女性の活躍推進や多様な働き方、ハラスメント防止に向けた企業への啓発の推進 (23) 女性の活躍推進や働き方改革に取り組む企業への支援の推進 (24) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進及び地域における連携の強化
	8 地域活動における男女共同参画の推進	(25) 地域で活動する市民団体等と連携した男女共同参画の促進 (26) 地域のあらゆる場における方針決定過程への女性の参画促進 (27) 地域防災における男女共同参画の推進 (28) 地域における男性、子ども・若者の参加促進
	9 地域での課題解決や支援の推進	(29) 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進 (30) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 (31) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進 (32) 外国人市民に対する支援の充実と差別のない人権尊重のまちづくりの推進 (33) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援 (34) 障害者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援 (35) 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進 (36) 就労に困難を抱えた若者に対する自立支援の促進
III 地域における男女共同参画の推進	10 生涯を通じた健康支援	(37) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解の促進と生涯にわたる健康づくりの推進 (38) 妊娠・出産期における健康支援と安心して出産・子育てができる環境づくり (39) 女性特有の健康課題に対する性差医療の推進
	11 困難な問題を抱える女性等に対する支援の推進	(40) 様々な機関と連携・協働した支援体制の充実 (41) 早期把握に向けた連携及び安心して相談できる窓口の整備と周知 (42) 当事者の意思を尊重した自立支援の促進
IV DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援	12 性別に基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進	(43) DV被害者の安全確保と相談・自立支援の推進 (44) DVに関する啓発や教育の促進及び防止に向けた調査研究等の実施 (45) 性犯罪やハラスメントの防止に向けた啓発と被害者支援の推進

目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

市の施策が固定的な性別役割分担意識等を助長することがないように職員の意識向上を図るとともに、性別によって異なるニーズを踏まえて施策を推進します。

基本施策1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

- 家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場面において、幅広い世代の市民に対し啓発の実施や、教育・学習機会の提供を推進します。
- 次世代を担う子ども・若者に対して、子どものころから男女共同参画や性別にかかわる人権問題、SDGsについて学ぶ教育を推進します。

基本施策2 男女共同参画の視点に立った理解の促進

- 男女共同参画の視点を取り入れて施策を推進できるよう、研修等を通じた市職員の意識向上を全庁的に推進します。
- 市の施策推進に向けた調査等は、ジェンダー統計の視点に基づいて実施します。

目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画、男女共に働きやすい職場環境づくり、男性の家庭生活への参画促進に向けた取組を一体的に推進します。

基本施策3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大

- 市の政策・方針決定過程で多様な視点が反映されるよう、審議会等委員への女性の参画、女性職員の計画的育成・管理職への登用を進めます。
- 女性の活躍に向けた環境整備、ロールモデル、キャリア形成の推進等に向けて、市内の事業者への情報提供等を行います。

基本施策4 働く女性・働きたい女性の活躍推進

- 女性がどのライフステージでも希望に応じて働けるよう、就業継続・再就職・起業等の支援や、従来女性の少なかった分野へのチャレンジ支援等を推進します。
- 子どもが固定的な性別役割分担意識にとらわれずに進路を選択できるようキャリア教育を推進します。

基本施策5 誰もが働きやすい環境づくりと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 男女ともにあらゆる世代の人が、家庭生活や地域生活に参画しつつ働けるよう、子育て支援や介護サービスの充実と多様な働き方の啓発を進めます。
- ハラスメントの根絶に向けた取組を進めます。

基本施策6 男性にとっての男女共同参画の理解の促進及び家庭生活への男性の参画促進

- 男性に関する固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性が家事・育児・介護や地域活動等に積極的に参画できる環境づくりを進めます。

基本施策7 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進

- 雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保、業務分担の見直し、女性のキャリア形成や管理職登用、ハラスメント防止が企業に広がるよう、啓発・情報提供を行うとともに認証制度を通じて企業を支援します。

目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

防災など地域における方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、誰もが安心して暮らすことができる環境の整備を推進します。また、一人ひとりが自らの身体について正しい意識を持ち、生涯にわたって地域で健康に生活できるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

基本施策8 地域活動における男女共同参画の推進

- 男女共同参画の視点からの地域活動を促進するとともに、防災を含む地域における方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。
- 男性の地域活動への参画や、子ども・若者が固定的な性別役割分担意識に捉われずに社会参画できるよう、啓発や教育機会の提供を推進します。

基本施策9 地域での課題解決や支援の推進

- 困難を抱える人々が、安心して暮らせるよう、個々の状況に応じた支援と多様性を認め合う社会に向けた啓発等に取り組めます。

基本施策10 生涯を通じた健康支援

- 誰もが生涯を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」が保障され、心身及びその健康について主体的に決定できるよう、ライフステージに応じた情報提供や支援を行います。
- 若い世代が、正確な知識や情報に基づいて、自らの性や互いの性差を理解し尊重し合うことができるよう、教育と啓発を推進します。

目標Ⅳ DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援

暴力を容認しない社会環境の整備に向けて情報提供・啓発を推進していくとともに、被害者に対しては、その意思を尊重しニーズに合わせて関係機関が連携しながら支援を行います。

女性が直面する問題は複雑化しており、支援ニーズも多様化していることから、困難な問題を抱える女性等に寄り添ったきめ細かな支援が求められています。

基本施策11 困難な問題を抱える女性等に対する支援の推進

- 困難な問題を抱える女性に対して、関係機関等と連携・協働し、支援対象者の意思を尊重した相談支援や自立に向けた支援に取り組みます。
- これまで相談に繋がってこなかった支援対象者の早期把握に努め、相談後も継続して必要な支援に繋がることができるよう、体制の整備と相談窓口の周知を行います。

基本施策12 性別に基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進

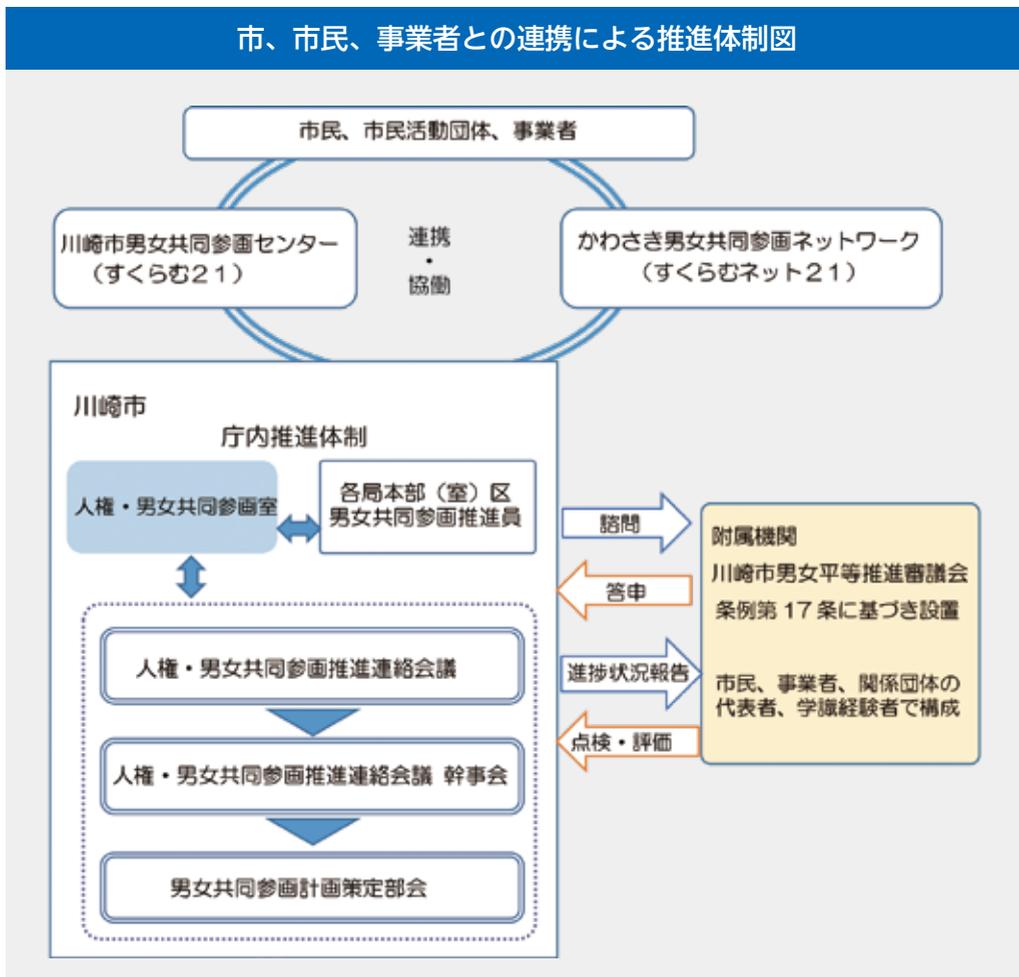
- DV被害者支援に当たっては、個々の状況やニーズに応じた相談、保護、自立に向けた支援を関係機関が連携して行います。
- DVや性暴力防止に向けた理解を促進し、若い世代に対しては人権教育や予防啓発を実施し、被害者及び加害者を生み出さないための取組を推進します。

推進体制

- ✓ 第6期行動計画の推進に当たっては、附属機関である川崎市男女平等推進審議会、庁内の関係会議等、本市の男女平等の拠点施設である川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）、かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）など、市、市民、事業者との連携により取組を進めます。
- ✓ DV被害者支援や困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、関係機関や民間団体等と連携・協力して取組を進めていきます。

計画の点検・評価

- ✓ 事業の進捗状況についての所管課及び男女共同参画推進員からの報告と審議会での評価結果を、年次報告書としてまとめ、市民に公表します。
- ✓ 報告書の作成に当たっては、計画の進捗状況や主要な取組を精選して市民に分かりやすく示すなど、効率的・効果的な進捗管理を行います。



数値目標 7つの数値目標を設定。

目標達成に向け、各事業の取組の一層の推進を図ります。

〔第6期行動計画の数値目標〕

項目【目標 - 基本施策】	現状値【年度】	目標値【令和11(2029)年度】
男女平等施策を推進するための拠点機能を担う 川崎市男女共同参画センターの認知度	【I-1】 【IV-11】 女性：34.6% 男性：22.2% 【令和5(2023)年度】	女性：40% 男性：30% 【令和10(2028)年度末】※
市の審議会等委員に占める女性の割合	【II-3】 35.1% 【令和7(2025)年度】	40%以上
市の管理職に占める女性比率	【II-3】 25.1% 【令和6(2024)年度】 (令和7年4月1日現在)	30%以上 (令和12年4月1日まで)
「かわさき☆えるぼし」認証企業数	【II-7】 160社 【令和7(2025)年度】	200社以上
男女共同参画の視点に立った地域防災の研修等の回数	【III-8】 17回 【令和6(2024)年度】	20回以上
女性相談支援に携わる職員が参加した研修及び連絡会議等の回数	【IV-11】 65回 【令和6(2024)年度】	72回以上
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度	【IV-12】 33.1% 【令和5(2023)年度】	40%以上 【令和10(2028)年度末】※

※令和10(2028)年度末に実施予定である第7期行動計画策定に向けたアンケート調査で数値を確認するため、目標値についても令和10(2028)年度末時点で設定。

川崎市男女共同参画センター（愛称：すくらむ21）の御紹介

川崎市男女共同参画センターは、平成11(1999)年に、男女平等かわさき条例に基づき設置された市の施設です。性別にかかわらず男女があらゆる分野で持てる力を発揮できる男女共同参画を推進する活動拠点として、主に「調査・研究」・「相談」・「情報収集及び提供」・「市民の学習、研修及び交流の活動支援」の事業を行っています。



所在地 高津区溝口2-20-1

電話 044-813-0808

URL <https://www.scrum21.or.jp/>

すくらむ21

検索 



第6期川崎市男女平等推進行動計画 概要版

令和8(2026)年3月

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2300

FAX 044-200-3914

メールアドレス 25zinken@city.kawasaki.jp



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

